

数値目標等設定案

2019. 6. 25

1. 重点目標（仮称）及び目標数値の設定

計画期間中に喫緊の課題となる以下 2 項目を「重点目標」として設定し、重点目標を検証するための数値を設定する。その際、個別の市町村等の事情や地域の特性等に留意することが必要である。

重点目標（1）～2022 年 4 月の改正民法の施行を踏まえ、在学中に成年となる高校生への消費者教育の実施が重要であることから、「府内すべての高等学校等において消費者教育教材を活用した消費者教育を実施する」

- ・ 検証する数値：「府内高等学校等における消費者教育教材を活用した消費者教育の実施率」
※国は消費者教育推進に関するアクションプログラムで 2020 年度までに社会への扉を活用した授業を実施としている。府では 2020 年度以降も継続的に実施する。
- ・ 調査手法：全国的に消費者庁が実施する調査に合わせ、国作成の「社会への扉」、府作成の「めざそう！消費者市民」の他、府、教員、外部講師等が作成した消費者教育教材を活用し授業を実施した高等学校の数を調査し、実施率を算出する。
※現行の消費者庁調査は、教員や外部講師が作成した教材は含めていない

重点目標（2）～超高齢化社会の進展を踏まえ、住民に身近な地域における高齢者の見守りネットワークの構築が重要であることから、「府内すべての市町村に消費者安全確保地域協議会が設置されるよう市町村の取組を支援する」

- ・ 検証する数値及び取組：消費者安全確保地域協議会を設置した市町村の数及び府が支援した取組内容
- ・ 数値の調査手法：全国的に消費者庁が実施する調査を活用する。

2. 参考指標の設定

消費者施策を推進していく上で、毎年度動向を注視していくべき指標（参考指標）を設定する。

参考指標（1）：府センター及び市町村センターの相談件数における契約当事者の年代別の数と割合（理由）高齢の契約者は府よりも市町村窓口で相談する割合が高い傾向が見られること等から市町村相談窓口の必要性・重要性や、成年年齢引下げの改正民法の施行を控え、若年者への対応の必要性等に関するエビデンスを継続的に注視していく。

（手法）高齢者の年齢区分を細分化（65 歳以上、75 歳以上、80 歳以上等）、若年者についても細分化（17 歳以下、18 歳以上 20 歳未満等）等により相談の傾向を分析する。

参考指標（2）：国の地方消費者行政強化作戦における「当面の政策目標」に係る府内の状況

（理由）国の基本計画に基づく政策目標について、継続的に府内の取組状況を検証する。但し、府の地域性、特徴や府内市町村の実情等を把握することが必要である。

（手法）全国的に消費者庁が実施する調査を活用する。

（具体的な指標）

○市町村における相談窓口設置状況、○消費生活センターの設立状況、○消費生活相談員の配置状況・資格保有率・研修参加率、○消費者教育推進計画の策定状況、消費者教育推進地域協議会の設置状況、○消費者安全確保地域協議会の設置状況